議 案 第 ５ 号

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成２５年２月２５日提出

新居浜市長　石　川　勝　行

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例

新居浜市職員定数条例（昭和３４年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「６６７人」を「６３８人」に、「４０人」を「４５人」に、「５０人」を「４５人」に、「４１人」を「４５人」に、「７２人」を「６４人」に、「９８８人」を「９５０人」に改める。

第３条中「３人」を「６人」に改める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

提案理由

平成１８年度から平成２２年度までの集中改革プランにおける定員削減並びに東日本大震災に伴う被災地支援及び第五次長期総合計画の着実な実施に向けた体制整備等をするために、職員定数全般の見直しを行い、執務状況に適合した職員定数に改めるため、本案を提出する。